

子どもの命の安全、犯罪防止、犯罪被害防止のために 学校と警察が連携して支援・指導していきます

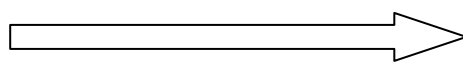
現在の子どもたちを取り巻く状況として、虐待・薬物乱用・暴力・いじめ・窃盗・不良行為などの問題が複雑化・深刻化しています。大和市立小中学校では、子どもたちの健全育成のために学校での支援・指導は勿論のこと、家庭や地域、また、関係機関と連携・協力しながら日々取り組んでいます。しかし、中には学校の支援・指導だけでは解決が難しい問題もあります。

そこで、大和市教育委員会では、子どもの命の安全、犯罪防止、犯罪被害防止に関して学校での解決困難な場合に限り、学校と警察が連携して対応できるように、県警察本部と「児童・生徒支援のための学校と警察との相互連携に係る協定」を結びました。

平成23年5月1日から運用を開始しています。



学校



警察



連携による支援・指導の依頼

- 生命の安全
- 犯罪防止
- 犯罪被害防止

必要性と緊急性を判断し、
問題解決のために必要
最小限の情報を提供する。

少年相談保護センター

＜面接＞
相談員が、定期的なカウンセリング等を通して、本人や保護者へ助言を行う。

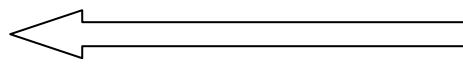
＜サポートチーム編成による対応＞
相談員が中心となり、スクールサポーター（警察署）・教育委員会担当者・学校の関係職員などと連携して、本人が立ち直るための効果的な支援策を検討し、組織的に対応していく。

＜ケース＞

- ・薬物に手を出した児童生徒に対する連携した指導
- ・深夜はいかいを繰り返す児童生徒が、犯罪被害に遭ったり、自ら犯罪を起こしたりすることを防止するための支援や指導



学校



警察

学校生活の中で支援し、
目標を持った活動を
促していく。

健全育成のために
必要最小限の
情報を提供する。

逮捕又は身柄通告・
犯罪行為を繰り返す

犯罪や犯罪被害の恐れ

問い合わせ先：大和市教育委員会指導室
電話 046(260)5210